

国民年金

だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと

国民年金の納付について

国民年金の保険料は毎年度改定され、平成26年度は月額15,250円です。

納付書を紛失した場合は、高知西年金事務所に再発行を依頼してください。

納付の窓口は、金融機関・コンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

納めた保険料は、全額が所得税と個人市・県民税の社会保険料控除の対象になりますので、領収証は大切に保管してください。

平成26年度の免除・納付猶予申請は7月から受け付け開始

学生ではない人の平成26年7月から平成27年6月分までの国民年金保険料の免除・納付

高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

免除申請の対象期間拡大

平成26年4月から、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請できるようになりました。

猶予免除に関する申請を、7月から、市民課保険医療係で受け付けを開始します。お忘れのないようにご注意ください。

免除・納付猶予申請で大事なこと

また、審査を希望する年度当時の離職の証明になる公的な書類を添付することで、離職者の申請年度の前年所得が「0円」となる特例が適用されます（配偶者や世帯主が離職された場合も同様）。

免除・納付猶予を受ける場合、「受けた本人」「配偶者」「世帯主」の3者が、「税の申告をしている」または「税の扶養に取られている」必要があります。

未申告の状態で免除・納付猶予の申請をしても却下になります。申請の前に確認してください。

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
7月23日(水)・8月27日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



こんにちは

市民課
窓口 です

本人通知
制度について

市民課
市民窓口係
☎42・1191

本人通知制度とは、事前に登録をした人の住民票や戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本を第三者に交付したことを登録者本人に通知するものです。不正請求を抑制し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を目的としています。

登録できる人

- 須崎市の住民票・戸籍の附票に記録されている人
- 須崎市の戸籍に記録されている人

申請方法

- 本人による申請
市民課窓口で本人確認のできる書類を持参して申請をしてください。
- 代理人による申請

法定代理人は、そのことを証明する書類と代理人の本人確認書類を持参してください。

そのほかの代理人は、委任状と代理人の本人確認書類を持参してください。

通知対象

- 本籍記載の住民票・除票の写し
- 戸籍附票・除附票の写し
- 戸籍・除籍謄抄本

通知内容

- 交付年月日
- 交付した証明書の種別
- 交付通数
- 交付請求者の種別

※公共機関などからの公用請求や、住民基本台帳法・戸籍法で定める紛争処理などによる請求は、第三者からの請求であっても通知の対象から除きます。

※通知をするのは交付した第三者が代理人かそれ以外の者かという情報のみであり、誰が交付を受けたかは通知しません。

登録期間

- 登録日から3年間